

資料 3

5産労農水第483号

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）に係る令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることについて、同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

令和5年5月25日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

(別紙)

1 令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	知事管理区分	定めようとして いる知事管理漁 獲可能量	現行水準の場合の 目安数量(トン)
まさば及びごま さば太平洋系群	東京都さば漁業	現行水準	8,038